

国民健康保険税の最高限度額が変わります

	令和5年度	令和6年度
医療給付費分	65万円	65万円
後期高齢者支援金分	22万円	24万円
介護納付金分 (40~64歳)	17万円	17万円
合計金額	104万円	106万円

◎地方税法の改正に伴い、国民健康保険税の
最高限度額及び軽減判定所得が変更となりました

軽減判定所得が見直され、現行より軽減される対象者が拡大します

令和6年度【改正後】軽減判定所得 ※変更は5割軽減と2割軽減の軽減基準額です

5割軽減基準額	基礎控除額 (43万円) + (29.5万円 × (被保険者数※1)) + 10万円 × (給与所得者等※2の数) - 1) 以下の世帯
2割軽減基準額	基礎控除額 (43万円) + 54.5万円 × (被保険者数※1) + 10万円 × (給与所得者等※2の数) - 1) 以下の世帯

※1 被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から
後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含みます。

※2 給与所得者等とは、一定の給与所得者 (給与収入 55 万円超)
と公的年金所得者 (年金収入 60 万円超 (60 歳未満)) または
(125 万円超 (65 歳以上)) の方をいう。



対象

グリーン化特例の対象 (令和6年度のみ軽減)

令和5年4月から令和6年3月までに初めて車両番号の指定を受けた
車両で、一定の環境性能を有するものは軽自動車税が軽減されます。

今年度から新たに標準税額になる車両

令和4年4月から令和5年3月に初度登録をされた車両のうち、
グリーン化特例により令和5年度に軽減対象であった車両。

今年度から新たに重課となる車両

平成22年4月から平成23年3月に初度登録をされた車両



5月は軽自動車税の納付月となつて
います。納税通知書が届きましたら、
ご確認のうえ期限内に納付をお願い
します。詳しくは市ホームページを
ご覧ください。

